

さいたま市雇用調整助成金申請費用補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の小規模な事業者が雇用調整助成金の申請を行う際に、申請事務を社会保険労務士に依頼した場合の費用に対し、補助金を交付します。

補助金額

5万円（上限）※申請は1回限りです。

令和2年5月11日（月）受付開始

補助対象者

※以下のすべての要件を満たす法人又は個人。

- (1) さいたま市内に事業所を有すること。
- (2) 常時雇用する労働者の数が20人以下であること。
- (3) 雇用調整助成金の受給要件を満たしているものであること。
- (4) 雇用調整助成金に係る緊急対応期間（※）内に、さいたま市内の事業所で休業等を行っていること。
※緊急対応期間：令和2年4月1日から6月30日まで（5月11日時点）
- (5) (4)の休業等について、雇用調整助成金に係る申請事務を社会保険労務士に依頼した者であること。
- (6) 法人市民税（個人事業主の場合は、個人市県民税）を滞納していない者であること。

補助対象経費

雇用調整助成金の支給申請事務を社会保険労務士に依頼したことにより要する経費（例：着手金、書類作成経費等）

※他自治体の類似制度により既に補助を受けている経費や消費税及び地方消費税額は、補助対象経費から除きます。

申請方法

次の書類を添付して、さいたま市雇用調整助成金申請費用補助金交付申請書を郵送により、「さいたま市労働政策課」へ提出してください。

（※募集は1000件を予定。予定件数に達した時点で受付終了します。）

【添付資料】

- (1) 雇用調整助成金休業等実施計画（変更）届の写し
- (2) 社会保険労務士への支払い（補助対象経費に係るものに限る。）が確認できる領収書等の写し
- (3) 法人市民税（個人事業主の場合は、個人市県民税）納税証明書の写し
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

【問い合わせ先】さいたま市経済局商工観光部労働政策課

住所：さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話番号：048-829-1370 FAX：048-829-1944

E-mail：rodo-seisaku@city.saitama.lg.jp